令和３年１０月１日

保護者　様

野田市教育委員会

教育長　染谷　篤

今後の園・学校生活について

日頃より、本市教育行政及び学校経営へのご理解ご協力に感謝いたします。

　野田市は９月３０日に「緊急事態宣言」が解除されましたが、依然として感染防止に警戒せざるを得ない状況が続いています。

つきましては、今後の教育活動について、園児児童生徒の健康と安全を考え、文部科学省等からの通知やガイドラインに従って、引き続き感染防止対策を徹底しながら、下記の通り対応して参りますのでご協力をお願いいたします。感染症予防の上で、朝の健康観察が大切となりますので、保護者の皆様には引き続きご協力をお願いいたします。

記

１　１０月の園・学校生活について

（１）園・学校は感染防止対策を講じて通常日課で行いますが、感染に不安を感じている場合においては、引き続き次の対応も可能とします。

●　給食をとらずに下校し、午後は家庭での学習も可とします。早退扱いにはなりません。

　●　学校には登校せず、家庭での学習も可とします。欠席扱いにはなりません。

　　　※自宅等でオンラインによる学習を行った場合は、「学校に登校しなければならない日数」には含まれず欠席とはなりません。なお、特欠（出席扱い）として「出席停止・忌引き等の日数」として扱われるため、入学者選抜試験等で児童生徒に不利益が生じることはありません。

（２）確認事項

●　家庭で学習に取り組む児童生徒については、学校が貸し出すタブレット型パソコンを使ったリモートでの授業等に取り組むこともあります。

●　給食をとらずに午前中で下校する小学生１・２年生のお子様については、お迎えをお願いします。

●　月途中での給食提供の有無を変更することはできませんので、登校方法を変更する場合は、弁当持参等の対応をお願いします。

　　　※上記の確認事項への対応については、それぞれの学校の実情に合わせて実施します。

２　園・学校での生活について

　●　家庭での検温や健康観察を確実に行い、毎朝、健康カードを提出します。

　●　気温や暑さ指数が高い時、体育の時間、登下校時、園児児童生徒が暑さで息苦しいと感じた時等もマスクを外します。

　●　体育の授業においてはマスクを外します。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症によるリスクがない場合には、マスクを着用します。

　●　屋外から教室に入る時や給食の前には、石鹸で手を洗います。

　●　給食時は、向かい合わずに会話を控えて食べます。

　●　学習においては、感染リスクの低い活動から徐々に授業を進めます。

３　修学旅行・林間学校等、宿泊を伴う行事及び校外学習（市外）について

* 目的地・野田市が「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の発令対象地の場合は中止・延期とします。

４　運動会・体育祭について

* 学校の規模や校庭の練習時間等を考慮し、時間や種目、参観者の受け入れ等を工夫し、感染防止策を講じて行います。

５　部活動の対外試合等について

* 「部活動ガイドライン」に沿って活動を行います。なお、「まん延防止重点措置」発令期間中は、校内の練習、市内の練習試合への参加は可とします。「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発出されていない場合は、校内の練習、市外への練習試合を可とします。

６　園児児童生徒の出席について

* 園児児童生徒本人に発熱や風邪症状のある場合は、早めに医療機関等受診してください。欠席とする場合は「出席停止」扱いとします。
* 子どもが感染する場合の多くは家庭内感染です。当面の間、同居の家族が濃厚接触者に指定された場合や、同居するご家族に発熱や風邪症状がある場合は、万一のことを想定し、本人が健康の場合でも登校を控えるようにしてください。欠席する場合は「出席停止」扱いとします。
* 園児児童生徒本人が「新型コロナウィルスワクチン接種」を受けた場合や、接種後発熱等の症状がみられ、欠席する場合は「出席停止等」扱いとし、遅刻・早退する場合は出席と同様な扱いとします。

７　学校外の生活について

　●　学校・園外のスポーツ活動や習い事等においても、上記２の学校と同じ基準で参加し、マスク着用や食事（弁当を食べながら向かい合って大声で話さない）等、学校と同じ生活様式を心がけるようにお願いします。

　●　部活動の大会や練習試合に参加する際にも、上記６と同様な対応をお願いします。

　●　学校外や休みの日であっても、学校生活で身につけた感染予防行動を園児児童生徒の判断で実践できるように、ご家庭においてもご協力をお願いします。

８　園児児童生徒及び家族が「陽性」と判明したときの連絡方法について

　●　平日は学校に、医療機関、健康状態、今後の対応等を学校に報告してください。

　●　学校休業日は、市役所（代表04-7125-1111）守衛に連絡してください。学校教育課長が保護者の方に折り返し連絡します。